

議案第30号

所沢市土砂のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市土砂のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市土砂のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

所沢市土砂のたい積の規制に関する条例（平成15年条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例

本則中「たい積」を「堆積」に改める。

第23条及び第24条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第2項中「たい積」を「堆積」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び第24条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定す

る拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。